

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社では、経営の効率性、透明性を向上させることをコーポレートガバナンスに関する基本方針、目的とし、そのために社内の組織・制度・決議機能を整備充実させるべく取り組んでおります。

当社は2017年5月18日開催の定時株主総会での承認をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。取締役会の監査・監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図り、経営の健全性と透明を高め更なる企業価値の向上に図ることに努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1-2-4. 議決権の電子行使および招集通知の英訳】

議決権の電子行使および英語版の招集通知については、国内外の機関投資家の比率も踏まえ、株主の利便性も考慮しながら今後検討してまいります。

【原則3-1-2. 英語での情報開示】

現在当社の株主における海外投資家の比率は低い状況です。今後の状況をみて検討してまいります。

【原則4-11-3. 取締役会全体の実効性分析・評価と結果開示】

取締役会の実効性の分析・評価については、取締役会又は取締役間において随時議論又は意見交換等が行われているところですが、今後は分析・評価手法を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、当社は、現在政策保有株式を保有していません。政策保有株式を保有する場合は、株主価値の毀損の有無を前提に、中長期的な経営視点に立ち、当社の経営にとって有意であるか、保有目的や保有することが妥当である根拠やコーポレートガバナンス上の重大な問題がないか等について取締役会にて十分検討し、保有の可否を判断します。なお、保有した政策保有株式につきましては、取締役会にて継続保有の可否を定期的に検討します。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 当社の経営理念

当社は、RIZAPグループ株式会社と資本業務提携契約を締結し、平成29年2月20日に連結子会社となりました。

平成29年2月21日から始まる第58期を第二創業と位置付け、経営理念を「ジーンズ カルチャーを創る」とし、ロゴを刷新いたしました。

今後は、RIZAPグループのブランディングやマーケティングに関するノウハウを活かし、「JEANS MATE」のリブランディング、商品力強化、販売力強化、業務再構築等に取組み、事業基盤の拡大を目指してまいります。

(2) コーポレートガバナンスに関する考え方及び基本方針はコーポレートガバナンス報告書 (1)に記載しております。

(3) 当社の取締役の報酬は、経営環境や他社水準、従業員給与との均衡を考慮の上、各取締役の職位や経営能力、功績などに応じ、平成29年5月18日開催の定時株主総会において承認された報酬設定額の範囲内にて代表取締役が決定しております。監査等委員の報酬は、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な報酬額を、平成29年5月18日開催の定時株主総会において承認された報酬設定額の範囲にて監査等委員会の協議により決定しております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役候補の選任を行うに当たっては、能力、経験、人格、見識などを総合的に勘案し、当社の企業理念を十分に理解し、実践できる人材を選任しております。社外役員については、経営の監視、監督機能という役割を考慮し、会社経営の経験や専門性などを総合的に勘案して、選任しています。

監査等委員の候補者については、法令及び社内規程等に基づき、監査業務を適切に遂行し得る豊富な経験と高い見識及び高度な専門性を有しているかを総合的に判断して、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会にて審議の上、決定します。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

取締役候補選任につきましては、株主総会の招集通知に候補者の経歴に加え、個々の選任・指名理由を記載しております。

【原則4-1-1. 経営陣に対する委任の範囲】

当社の取締役会は、法令・定款の定めにより決定すべき事項のほか、重要な業務執行の意思決定を行っており、その基準等は、「取締役会規程」に明記しております。また、当社は、職務権限規程において、当社の業務執行に関する各職位者の責任と権限を定め、併せて同規程において当社の業務に伴い発生する事項の決裁権限を定めています。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、過半数以上の社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、取締

役会における議決権を付与することで、企業統治の充実を図っております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【原則4-11-1. 取締役・監査等委員の他上場会社の役員兼任】
当社の取締役会及び監査等委員会は、定款で定める取締役10名、監査等委員5名の員数の範囲内で構成され、実効性ある議論を行うのに適正な規模としております。各役員の選定にあたっては、性別を問わず、知識、経験、能力等のバランスを配慮し、社内の取締役は業務執行に精通した者、社外取締役は企業経営、法律及び内部統制に関する高度な知見や専門性を有する者や、財務、会計、法律及び内部統制に関する高度な知見や専門性を有する者とするを基本的な考え方としております。

【原則4-11-2. 取締役の他の上場会社の兼任状況】
当社は、取締役・監査等委員が当社以外の役員等の兼任をする場合、当社取締役・監査等委員として求められる役割と責務を果たすために必要な時間を確保し、善管注意義務履行可能な範囲に限るものとしています。また、その重要な兼任の状況については招集通知に毎年開示しております。

【原則4-11-3. 取締役全体の実効性に関する分析・評価と結果開示】
上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しております。

【原則4-14-2. 取締役に対するトレーニングの方針】
取締役及び監査等委員には、その必要な知識の習得や役割・責務の理解のために、社外講習会や交流会に参加する機会等を提供することとしております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を通じて、当社の経営戦略等に対する理解を得ることを目指し、会社法、金融商品取引法その他関係法令に従った法定開示及び自主規制機関の要請する開示ならびにIR等の任意開示により必要十分な情報の適時・適切な開示に努めるとともに、インサイダー情報を厳重に管理することにより株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
RIZAPグループ株式会社	9,198,809	57.13
ジーンズメイト従業員持株会	270,861	1.68
内藤征吾	208,800	1.29
日本証券金融	204,300	1.26
SBI証券	153,900	0.95
楽天証券	100,600	0.62
神野宏一	91,000	0.56
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口5)	68,100	0.42
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口6) 0.41	66,500	0.41
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口3)	65,600	0.40

支配株主(親会社を除く)の有無更新	——
親会社の有無更新	RIZAPグループ株式会社 (上場:札幌) (コード) 2928

補足説明更新

・大株主の状況は平成29年2月20日現在の状況です。なお、上記のほか、当社が保有する株式は1,727,110株です。
・当社は平成29年2月20日にRIZAPグループ社の連結子会社となりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期更新	3月

業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社では、支配株主と取引を行う場合には、当社と関係のない一般取引先とほぼ同等の条件によることとし、重要性のある取引について取締役会等において、その取引の妥当性を検討し、少数株主に不利益を与えることのないように努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、RIZAPグループ株式会社を親会社としており、経営に対する牽制機能は働いておりますが、業務の執行にあたっては、自主性をもって意思決定を行うこととしております。また、親会社と取引を行う場合においても、取引条件等の妥当性を検討し、独立役員の意見を確認したうえで決定するものとしております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	更新6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	更新3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新3 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大塚 隆平	他の会社の出身者											
加納 治夫	税理士											
林原 菜穂子	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大塚 隆平	○	○	-	大塚隆平氏は、長年にわたり住金物産株式会社(現、日鉄住金物産株式会社)の取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言をいただくため。
加納 治夫	○	○	-	加納治夫氏は、税理士としての長年および会計に関する専門的な知見を有しており、これらの専門的な知見を当社の監査体制の強化に活かしていただくため。

林原 菜穂子	○	○	-	林原菜穂子氏は、弁護士として培われた専門的な知識、経験等を有しており、これらの専門的な知識、経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくため。
--------	---	---	---	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会の職務を補助すべき使用人(監査等委員会補助者)として内部監査室のスタッフを任命しております。

監査等委員会補助者は、監査等委員会の補助業務に関しては監査等委員会の指揮命令に従い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令に服さないものとしております。また、監査等委員会補助者の人事や補助業務に関する予算の決定にあたっては、監査等委員会の同意・承認又は事前協議を要するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、社外取締役3名で構成し、監査等委員会で定めた監査の方針及び監査計画に従って監査活動を実施し、取締役の職務遂行の確認並びに意見・情報交換を行っております。また、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。

内部監査室は1名で構成され、監査等委員会との連携を図りながら、定められた監査方針に基づき社内監査を実施し、不正等の未然防止に努め、代表取締役等への報告を行っております。

また、監査等委員会及び内部監査室は会計監査人と必要に応じて情報交換を行うことで相互連携を図り、コーポレート・ガバナンスの向上に寄与しております。

内部統制システムといたしましては、内部監査室が中心となり、内部管理体制の適切性や有効性、業務執行の状況について監査を実施し、適宜、取締役会等へ報告しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点で取締役へのインセンティブ付与に関する施策に該当するものはありません。今後も状況を見極めながら、当社に合った制度を検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬総額: 42百万円(平成29年2月期)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額は、従業員給与との均衡を考慮の上、各取締役の職位や経営能力、功績などに応じ、平成29年5月18日開催の定時株主総会において承認された報酬設定額の範囲にて、代表取締役が決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬額は、平成29年5月18日開催の定時株主総会において承認された報酬設定額の範囲にて、監査等委員会規程に従い、監査等委員会である取締役によって決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役への情報伝達は、取締役会事務局又は監査等委員会補助者が行います。取締役会の開催に際し、事前の説明や資料提供が必要な場合には事前に資料共有などをしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、平成29年5月18日開催の第57期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって、従来の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。3名以上の取締役から構成され、かつ、その過半数を社外取締役が占める監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図れるものと考えております。

取締役会は、取締役3名(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役3名で構成されております。取締役の任期は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は1年、監査等委員である取締役は2年と定款で定めております。取締役会は、毎月1回の定時取締役会とその他必要に応じて開催しており、職責の異なる取締役によって、相互に職務執行状況及び進捗の確認を行うことで、的確な経営判断、意思決定を行っております。

また、業務執行機能を高め経営の迅速化及び効率化を図り、組織運営の活性化を推進することを目的として、執行役員制度を導入しております。取締役会と執行役員が密接に連携し、経営課題や重要事項に対する意思決定と執行に当たること、戦略機能の強化を推し進めております。

さらに、経営に関する方針を検討する機関として経営会議を週1回開催するとともに、実務的な課題に対応するため各種専門部会を適宜開催しております。

監査等委員会は、社外取締役3名で構成されております。監査等委員会は定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催し、法令及び監査等委員会規程に定められた事項を決定又は協議するとともに、取締役の職務の執行の監査等を行います。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、平成29年5月18日開催の第57期定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これは、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日に先立って招集通知の発送に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、適時開示情報、株主総会招集通知、株主総会決議通知を掲載しております。 また、タイムリーなディスクロージャーの観点より月次売上概要も掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRの担当部署は経営管理部 経営企画課が担当しております。	
その他	機関投資家やアナリスト等のワンオンワンミーティングを中心に活動しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、顧客、株主、従業員等、当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。そのため、当社ホームページを通じて情報提供に努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
内部統制システムの一環として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、業務活動の全般に関し、方針・計画・手続の妥当性や業務執行の有効性等についての監査を実施しており、業務改善に向け具体的な助言・勧告を行う。
経営の透明性とコンプライアンス経営および法令遵守の観点から法律顧問契約を締結している弁護士と日常の法律問題に関する情報を交換し、これに対する意見を聴取しつつ日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を適時受けられる体制を設けるものとし、取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制をとっている。
会社規則の制定および運用状況の検証を行う。
平成19年2月21日制定の当社コンプライアンス規程第7条第3項に基づき、暴力団等の反社会的活動、暴力、不当な要求をする人物および団体に対しては警察、顧問弁護士とも連携の上、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報を文書管理規程に従い適切に保存・管理する。
情報の不正使用および漏洩の防止を徹底すべく、効果的な情報セキュリティ施策を推進する。
個人情報の管理については、法令はもとより、ガイドライン等を遵守するとともに、社内研修・モラル教育の実施および管理意識の醸成と浸透に努めるほか、情報漏洩、不正アクセス等の防止のため、アクセス可能者の制限・パスワード管理をはじめとするセキュリティ体制を確立する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理については、危機管理規程、防災マニュアルを定めるとともに、各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、必要に応じ研修、マニュアルの作成・配布等を行う。
新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
「迅速かつ的確な経営および執行判断」を補完する機関として、本社課長職以上を構成員とする経営会議を週1回定例開催し、経営課題の検討および報告をする。
業務の運営については、将来の事業環境を踏まえて中期経営計画および各年度予算を策定し、全社的な目標を設定する。
- (5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人が必要な場合には、監査等委員会補助者を置くことができる。
- (6) 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会補助者は、監査等委員会の補助業務に関しては監査等委員会の指揮命令に従い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令に服さないものとする。
監査等委員会補助者の人事や補助業務に関する予算の決定にあたっては、監査等委員会の同意・承認又は事前協議を要するものとする。
- (7) 取締役および従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
取締役および従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、監査等委員会に対して当該事実を速やかに報告しなければならない。
取締役および従業員は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
「内部通報処理規程」等の社内規程に基づき、通報者に対し、当該通報したことを理由として不利益な取り扱いを行わないこととする。
- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、社内において実施される会議に参加できる。
監査等委員会と代表取締役との間に、定期的な意見交換会を設定する。
当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (9) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社と親会社との間での取引の公正性を確保するため、通例的でないと判断できる取引については、親会社以外の株主の利益に配慮し、取締役会において慎重に検討を行う。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行う。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法およびその他の関係法令等に対する適合性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成19年11月21日制定の当社コンプライアンス規程第7条第3項に基づき、暴力団・総会屋等の反社会的活動、暴力、不当な要求をする人物および団体に対しては、警察、顧問弁護士とも連携の上、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。この方針につきましては、平成20年3月28日の取締役会において、当社「内部統制システム構築の基本方針」へ追加する旨の改定を決議しております。

また、この基本方針に基づき、当社所定の契約書式については、反社会勢力との排除条項を盛り込んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

今後の取り巻く状況、法制度、判例の進展等を勘案し、引き続き決定してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

